

建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する
意見募集について

令和5年11月
法務省民事局

本省令案は、令和4年12月にデジタル臨時行政調査会が示した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえ、特定の記録媒体の使用を定める規定につき、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応することができるよう、建物の区分所有等に関する法律施行規則（平成15年法務省令第47号）の一部の改正を行うものです。つきましては、本件について、以下のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集します。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和5年11月13日（月）～令和5年12月13日（水）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により意見募集期間の最終日必着で提出してください（様式は自由）。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、どの項目に対する御意見かを必ず明示するようにしてください。

電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

○郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（建物の区分所有等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について）」と記載してください。

○電子メールの場合

以下のメールアドレスにテキスト形式でお送りください。

minji219@i.moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねます。

※ 件名を「パブリックコメント（建物の区分所有等に関する法律施行規則

の一部を改正する省令案について)」としてください。

3 問合せ先

法務省民事局参事官室

TEL : 03-3580-4111 (内線2463)